

本会議の審議結果

◎平成24年8月10日議決時
※議長…小島一郎、副議長…川口 仁
※会派表記、正式名称、議員数、所属議員は下表参照

番号	第1回臨時会提出案件	各会派の賛否 ○…賛成、●…反対									議決結果	
		改革	みらい	公明党	共産党	市政ク	民主ク	市民	みんな	ネット		子育て
議案第52号	専決処分の承認を求めることについて(平成24年度厚木市一般会計補正予算(第1号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第53号	専決処分の承認を求めることについて(平成24年度厚木市一般会計補正予算(第2号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第54号	平成24年度厚木市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議員提出議案第7号	泉修議員に対する問責決議について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

会派名(表記)と所属議員一覧

○は代表者【平成24年8月10日現在】

会派名(所属議員数)	会派表記	所属議員氏名(住所、電話番号)
改革あつぎ(7人)	改革	○石井 芳隆(金田478 ☎222局2658) 松本 樹影(上荻野1290 ☎242局5550) 松前 進(飯山2116-22 ☎241局5914) 高田 浩(鳶尾5-18-8 ☎242局1930) 小島 一郎(妻田西1-8-30 ☎221局4028) 太田 洋(林2-32-55 ☎222局0703) 徳間 和男(緑ヶ丘1-6-8 ☎250局5050)
あつぎみらい(7人)	みらい	○松田 則康(猿ヶ島233-1 ☎245局1820) 瀧口 慎太郎(長谷1526 ☎247局1058) 渡辺 貞雄(飯山4544 ☎241局1726) 難波 達哉(下荻野1413 ☎291局0397) 越智 一久(七沢1219 ☎248局0567) 神子 雅人(戸田1862-1 ☎220局1233) 沼田 幸一(下古沢121 ☎248局0180)
公明党厚木市議員団(4人)	公明党	○田上 祥子(林2-24-10 ☎221局1361) 寺岡まゆみ(戸室2-23-20 ☎223局7207) 遠藤 浩一(中町4-10-4-406 ☎296局7229) 川口 仁(山際1020-4 ☎245局8794)
日本共産党厚木市議員団(2人)	共産党	○釘丸 久子(毛利台1-19-10-21 ☎248局1925) 栗山香代子(恩名5-8-1-1301 ☎247局8595)
市政クラブ(2人)	市政ク	○石井 恒雄(岡田4-8-16 ☎228局9672) 井上 敏夫(金田727 ☎222局2151)
民主クラブ(2人)	民主ク	○名切 文梨(戸室1-24-20-509 ☎222局2787) 古川 環(栄町1-16-20-514 ☎240局9383)
あつぎ市民の党(1人)	市民	奈良 握(栄町2-10-22 ☎222局9379)
みんなの党(1人)	みんな	井上 武(幸町2-9 ☎229局2929)
神奈川ネットワーク運動(1人)	ネット	内川由喜子(戸室3-12-12 ☎224局0780)
子育て応援(1人)	子育て	泉 修(恩名1-7-69-206 ☎200局9913)

※みんなの党から会派異動届が提出され、7月19日付で所属議員に変更がありました。また、同日付で会派結成届が提出され、「子育て応援」が結成されました。公明党から会派異動届が提出され、8月2日付で代表者が変更になりました。

泉修議員に対する問責決議

泉修議員は、厚木市議会議員就任により、議員報酬を受け取る立場となった後、1年近く厚木市の市営住宅に居住していた。

市民の厳粛な信託を受けた厚木市議会議員の立場、市営住宅の設置の趣旨、また、市営住宅の入居を希望する市民の心情などを考慮すると、厚木市議会議員としての自覚の欠如や認識の甘さがあったことは否定できず、その結果、市民からの批判、叱責を受け、厚木市議会に対する市民の信頼は著しく損なわれ、厚木市議会の品位と権威を傷つけた。

また、自ら誠実にその事実と責任を明らかにしていなかったことは、厚木市議会議員の政治倫理要綱に基づく誓約書にも違反している。

よって、厚木市議会は、泉修議員に対し、公職である自己の立場を十分認識し、市民からの厚木市議会に対する信頼を損ね、市民の期待を裏切ったことに対して、深く反省し、謝罪するとともに、二度と同様の過ちを繰り返すことのないよう、猛省を求めるとともに、自らの行動でその結果を生み出すことを強く求める。

また、一刻も早く、市民の厚木市議会に対する、信頼が回復されるよう、厚木市議会として泉修議員に対して、今後1年間、議会の役職を停止するとともに、次の事項についても強く要望する。

1 市民への謝罪及び説明責任を果たすため、早急に方法を明確にし、実施すること。また、その実施後、議長へその概要を報告すること。

2 厚木市議会議員として、公的行事には、今後3カ月間、出席を自粛すること。

以上、決議する。

平成24年8月10日

厚木市議会

9月定例会などの予定

- 本会議 9月5日(水)～7日(金)…一般質問 10月5日(金)…委員長報告・討論・採決
- 常任委員会 (①は所管の議案審査、②は所管の決算議案審査)
 - ①9月12日(水) ②25日(火)…総務企画 ①9月13日(木) ②26日(水)…市民福祉
 - ①9月14日(金) ②27日(木)…環境教育 ①9月18日(火) ②28日(金)…都市経済
- ◆特別委員会 厚木市立病院特別委員会…10月5日(金)(本会議など終了後) 広報広聴特別委員会…10月5日(金)(本会議など終了後)

※開会は、原則として午前9時です。傍聴は、本庁舎5階で受け付けます。※9月1日以降の開催分を掲載しています(初日は8月30日)。

議会運営の在り方など 議長の諮問に答申

—議会運営委員会—

平成23年10月21日に小島一郎議長が諮問した「議会の在り方に関する検討について」に対し、7月20日付で議会運営委員会(神子雅人委員長)から答申がありました。諮問された事項に対する答申内容は次のとおりです。

答申書

【検討事項】

議会の在り方に関する検討について

【検討結果】

それぞれの項目については、次のとおりとする。

必要性の有無

意見陳述の手法は次のとおりとする。

意見陳述希望の申出は、請願提出後から本会議上程日の前日までに請願者が来庁して行うものとする。

意見陳述の可否については、上程日の本会議終了後に所管の委員会が協議を開き決める。

審査日程は、議案、請願、陳情の順序とする。ただし、所管の委員会が協議を開き、必要と認められたときは、この限りでない。

議事進行は、当該案件の審査に入り、請願項目の書記朗読、理事者説明の後、暫時休憩して行う。なお、当該請願の審査時点で、請願者が来庁していない場合、意見陳述の許可は無効とする。

意見陳述は、第一委員会室の説明員席で行うものとする。

意見陳述を行う場合、理事者には、退席を求めず、退席するか否かについては、理事者の判断とする。

意見陳述を行う場合、傍聴者には、退席を求めない。

請願者の意見陳述に対して、議員は質問を行うことができる。

なお、前述の手法については、申合せ事項に追加することとする。

4 押しボタン式投票による採決について(実施するか否か) 従前どおり起立方式による採決を行う。ただし、今後、議場内の音声並びに映像等を、さらに高い技術等で改修をするときには、押しボタン式投票にこだわることなく、よりよい方法を検討する。

5 議会基本条例の策定について(必要性並びにその内容) 議会改革を着実に推進した後で、策定するか否か、議会内で協議することとする。

6 地方自治法改正に伴う検討について(議員定数のあり方) 厚木市議会の将来に影響が及ぶ大変重要な事項であり、引き続き議会内で協議することとする。

7 通年議会の実施について 厚木市議会の将来に影響が及ぶ大変重要な事項であり、引き続き議会内で協議することとする。

3 請願者の委員会での意見陳述について(手法及び申合せ事項に追加する)

1 自由討議の手法について(常任委員会に沿ったテーマで協議会の中で行う) 各常任委員会の判断により、必要に応じてテーマを設定し、協議会で協議することとする。